

○飯田市農業用生産施設整備支援事業補助金交付要綱

平成20年9月24日
告示第72号

飯田市農業用生産施設整備支援事業補助金交付要綱を次のように定め、平成19年4月1日以後に行った施設の新設又は拡張について交付する平成20年度の補助金から適用する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯田市の農業を振興し、もって地域経済の発展を図るため、農業生産に供する施設の整備を行う認定農業者に対し、飯田市農業用生産施設整備支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、補助金等交付規則(昭和45年飯田市規則第31号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 飯田市の農業振興地域内で専ら農業生産に供されるもので、別表の左欄に掲げる農業生産物等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。
- (2) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定による農業経営改善計画認定制度の認定を受けた者で、飯田市に住所を有するものをいう。
- (3) 補助事業 次のア及びイのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 新設 延べ床面積が50平方メートル以上の施設を新設すること。
 - イ 拡張 既存の施設の拡張であって、拡張する部分の延べ床面積が50平方メートル以上のものを行うこと。

(補助金の交付)

第3条 市長は、補助事業を行った認定農業者に予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、60万円を限度とする。

- (1) 新設 新設した施設の建物部分の申請年度に係る固定資産税課税標準額に100分の0.7を乗じて得た額以内
- (2) 拡張 拡張した施設の拡張した建物部分の申請年度に係る固定資産税課税標準額に100分の0.7を乗じて得た額以内

(補助金交付対象期間)

第5条 この要綱に基づいて補助金の交付の申請ができる期間は、認定農業者が新設し、又は拡張した施設に係る固定資産税の課税初年度から5年間とする。

(補助金交付の制限)

第6条 市長は、補助事業に係る施設が、その新設し、若しくは拡張された区域又は当該区域の周辺の環境に著しい負荷を与えるおそれがあると認めるときは、補助金を交付しないものとする。

(決定の取り消し)

第7条 市長は、補助事業を行った認定農業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 認定農業者でなくなったとき。
- (3) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(申請書等の様式及び提出期限)

第8条 規則及びこの要綱に基づく補助金の交付に関し必要な書面の様式及び提出期限は、市長が別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

前 文 (抄)

平成19年4月1日以後に行った施設の新設又は拡張について交付する平成20年度の補助金から適用する。

別表(第2条関係)

区分	施設
米	育苗又は苗供給施設 もち加工施設
果樹	低温貯蔵庫 干し柿加工施設 果汁、ジャム等の製造施設
野菜	育苗又は苗供給施設 温室 温室管理施設 貯蔵又は冷蔵施設 予冷施設 冷凍施設 選果包装施設 きのみ栽培施設 漬物製造施設 野菜加工施設
花き	育苗又は苗供給施設 温室 温室管理施設 球根等冷蔵施設 球根乾燥貯蔵施設
畜産	畜舎 管理舎 飼料調整室 肥料庫 家畜ふん尿処理施設 食肉処理加工施設 アイスクリーム、チーズ又はバター製造施設
その他	その他市長が認める施設

(注) 製造又は加工をする施設(干し柿加工施設を除く。)にあつては、次の要件を満たしているものに限るものとする。

- (1) 施設を新設し、又は拡張した認定農業者が、自ら生産する農畜産物を使用して製造又は加工をする施設であること。
- (2) 施設において製造又は加工に使用する農畜産物の一部を他の者から仕入れる場合にあっては、その仕入れる量が認定農業者自ら生産するものより少ないこと。